

石炭対策特別委員会會議録 第二十四号

昭和三十三年六月十三日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 茂君

理事神田 博君 理事岡田 利春君

理事中村 重光君

有馬 英治君 木村 守江君

藏内 修治君 齋藤 邦吉君

白濱 仁吉君 周東 英雄君

中村 幸八君 井手 以誠君

出席政府委員

通商産業事務官 中野 正一君

(石炭局長)

委員外の出席者

通商産業事務官 井上 亮君

(石炭局長政務課長)

参考人 稲葉 秀三君

(国民経済研究協会会長)

本日の會議に付した案件

石炭産業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号) 電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三三号) 石炭鉱業經理規程臨時措置法案(内閣提出第一二四号) 重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)

○有田委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため、指名により私が委員長職務を行ないます。

内閣提出、石炭産業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業經理規程臨時措置法案及び重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

本日議題となっており、四法案審査のため、参考人として稲葉秀三君の御出席をいただいております。

この際、稲葉参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、わざわざ本委員会に御出席をくださいます。誠にありがとうございます。

厚くお礼を申し上げます。

それでは前会に引き続き、四法案に対する質疑を行ないます。質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 ただいま当委員会、四法案について審議をいたしておるわけですが、今日まで四法案について審議を続けてまいったわけであり、その審議の過程から特に当委員会でも問題として煮詰めている点について、参考人から御意見を聞きたいと思ふわけですが。

きのうの委員会でも、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正して延長するということ、当初単純延長をわれわれは期待しておったわけですが、伝熱面積五十平米を百平米まで上げる、これは特に中小企業対策として万やむを得ないという内容で提案され

ておるわけですが。もちろん燃料費から見て、中小企業の場合、ある一定の限られた業種については、比較的燃料費が高い。たとえば染めもの、あるいはまたかまを焼く、そういうある限定された業種については、燃料費はなるほど高いわけですが、しかし、それ以外については大体一割ないし二割の燃料費であります。これは大体設置されておるボイラーの数が、五十から百の間で九千近くあるわけですが、したがって、これを一ぺんに百平米まで上げることについてはどうか。さらにまた産炭地と産炭地以外の地域の問題が実はあるわけですが、ですからこれは指定された地域、指定された業種、こういう点を政令でむしろ定めて、実情に沿ったほうがいいのではないかと、こう主張し、この点は当委員会でも煮詰まっておるわけですが、私は特に燃料費の面から見て、そのことは今日別に中小企業の近代化の妨げになるものではない、こういう見解を持っておるわけですが、こういう点について御意見が聞かれれば幸いだと思います。

○稲葉参考人 お答え申し上げます。実は技術的な点についてまでお答えできるかどうかわかりませんが、お答えできる範囲で申し上げます。

石炭調査団でいろいろ検討をいたしましたときに、やはり重油の進出で石炭の需要が低下する、それを何らかの形において調整しなければならぬ、こういうふうな問題が起りましたので、大体客申大綱にも書いてございまして、一つは経済的に重油の使用ができないような形をとる、簡単に申

せば、西ドイツでやっておりますように、重油消費税みたいなものをかける、そして自然重油が使われるテンボをだんだんゆるめていく、こういう考え方と、もう一つは、現行の重油ボイラー規制法を延長してやっていく、このどちらかの方策をとれ、こういったようなことを勧告したわけでありまして、ところがその後の進行経過から見まして、御存じのように、本格的にそのどちらかがとれたということではなくて、両方相並行して進んでいるという形になっております。重油消費税は結局取れないことになったのであります。けれども、原油その他の調整をする、それにかかりまして今度は、石油の標準価格をつくらせて、その中に重油をはめ込む、こういったような措置をとりました。それによりまして若干防止ができる、このように考えておりますけれども、それと並行いたしました、現実の情勢は相当重油が使われていく、こういう傾向がございまして、やはり重油ボイラー規制法を延長していただくというやり方がよいのではないかと、このように感じております。

そこで、いまの御質問にお答えをするということになるわけですが、実は昭和四十二年までの需要推算をいたしました場合に、ある程度そういう経済の必然性というものを考えまして、原料炭と電力用炭以外につきましては需要は低下せざるを得ないだろうという傾向を、私たちは年次別に推算をいたしております。たとえばボイラー炭が幾ら、暖房用炭が幾ら、さ

らにまた、セメント用炭は減らざるを得ないだろう、その十分な推算とは申しませんが、そういうふうな推算をいたしております。それから、いよいよ三十八年度の需要推算をいたしますときに、実は石炭産業審議会の需給部会長になったわけですが、さきに石炭調査団で昨年検討いたしました結果と、現実に即応してどの程度推移があるか、こういったようなことを検討いたしました。予想よりも数量が減るようなものもございまして、また、予想よりも伸びているというものもございまして、ですから、諸般の事情を考慮いたしますと、石炭サイドから申せば、ボイラー規制法をそのまま延長して、しかもその適用をやや強くしていただくということ、それが望ましいのですけれども、いま御意見が出ましたように、いろいろ産業上の問題もございまして、今後さらに生産コストを低くするといった問題もございまして、延長いたしましたも弾力的に配慮するということとはせざるを得ないのではないかと。そこで片や弾力的な配慮をしながら、片や石炭調査団の答申の柱でございます電力用炭と鉄鋼用炭につきましては、できるだけ限り需要確保をはかっていく、こういう形によりまして、五千五百万トンの需要を確保していく、こういう措置をとらざるを得ないのではないかと。その点につきまして弾力的に重油ボイラー規制法を運用していただく、こういったような形ではやはり延長していただくのが望ましいのではないかと思

この五條、七條だけにとどまることなく、ある程度の基準というものがつくられて、そうしてその実情に即応して、弾力的にこの石炭企業の經理について十分把握ができ、サセスチョンができ、指導ができ、場合によっては勸告、規制するというのが望ましいのではないかと、こう私は考えるわけでした。

○稲葉参考人 一応、お答えをいたします。前に、次の二つの事実を御報告申し上げたいと思います。昭和三十七年度につきまして石炭調査団で当初推算をいたしましたときには、山元で大手平均百七十円ぐらゐの赤字が出るだろう、こういうふうな推算をしたのでございしますが、実績は的確にはわかりませんが、百七十円ではなくて、大手につきましては四百円ぐらゐの赤字になつてゐるのではなからうか。したがひまして、この大手の会社の中でも指定会社からはずれるというものはございまいしょうけれども、相当大部分の会社がこの指定会社の対象になるといふことは、事実だろつと思ひます。

それからもう一つの事実といたしまして、実は調査団の論議の過程で、石炭会社が多角経営をなさるといふことはよい、しかしその多角経営の方向が観光投資といったようなところになつてゐるので、せつかく石炭会社に金をお貸しをしてそれが観光投資になる——それも全然マイナスだとは言えないので、やはりそれによつて雇用を創出したりするといふような点はあるけれども、生きるか死ぬか国民が協力をして助けをしなければならぬといふ場合において、一体そういうようなことについてはより強い監視、監督の目を光らす必要があるのではなからうか、こういうような点も委員の間でいろいろ論議を戦わしました。

うか、こういうような点も委員の間でいろいろ論議を戦わしました。

○岡田(利)委員 いまの御意見は、大體当初からそういう方針で一応調査の答申もなされておることは、私も実は理解をいたしておるわけですが、いま言われました經理審査会にかかるといふのは、大體いまのところは二、三の会社に限られるんじゃないかと、この会社に限られるわけですが、問題が指定会社になつても、毎年一月一日のいわゆる借り入れ残高五億圓が切れば、すみやかに解除されるわけですが、解除されてからある程度範囲を広げてやることはけつこうなんですか、別にそこまでは私はここでどうのこうの言う気持ちは持つておらないんですが、指定されてゐる間は、この条文でいいますと、合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないときは、これはとにかくいんだといふことになるものであります。合理化の円滑な実施に支障があるから、これは非常にむづかしいわけですが、合理化の円滑な実施に支障があるかないかという判断は、非常にむづかしいと思ひます。しかしこれが、合理化に支障がないといふような場合であつても、結局企業努力の中には、労賃を積極的に切り下げるとか、労働条件を引き下げるとか、こういうことが

成でございすけれども、この法律でそれができないといふことにはならぬんじゃないか。また、この法律を通過をさしていただければ、そういうようなことで事態が非常に困難視をされておりますので、その線に即応いたしまして、いまの御意見をできる限り進めるようにひとつ審議もし、協力もし、また行政的にやつていただくように、今度はお役所のほうにも勧告をしたい、このように思つております。

○岡田(利)委員 いまの御意見は、大體当初からそういう方針で一応調査の答申もなされておることは、私も実は理解をいたしておるわけですが、いま言われました經理審査会にかかるといふのは、大體いまのところは二、三の会社に限られるんじゃないかと、この会社に限られるわけですが、問題が指定会社になつても、毎年一月一日のいわゆる借り入れ残高五億圓が切れば、すみやかに解除されるわけですが、解除されてからある程度範囲を広げてやることはけつこうなんですか、別にそこまでは私はここでどうのこうの言う気持ちは持つておらないんですが、指定されてゐる間は、この条文でいいますと、合理化の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないときは、これはとにかくいんだといふことになるものであります。合理化の円滑な実施に支障があるから、これは非常にむづかしいわけですが、合理化の円滑な実施に支障があるかないかという判断は、非常にむづかしいと思ひます。しかしこれが、合理化に支障がないといふような場合であつても、結局企業努力の中には、労賃を積極的に切り下げるとか、労働条件を引き下げるとか、こういうことが

もうずっと各社別にものすごい速度で行なわれておるわけですから、どうしてもそういう方向にしわ寄せがいくんじゃないか。そこを押えると、ある程度こちらに金を回しても合理化の円滑な実施には支障がないんだ、こういうことに私は当然資金計画上、經理の計画上からはなつてくると思うわけですが、ですから指定されて、将来指定が解除されれば問題がないのですから、少なくとも指定されてゐる間は、何を一つポイントにして、この合理化の円滑な実施に支障があるかないかを見るのか。たとえば労賃が大手平均並みから見てむしろ低いという中で、さらに社外投資ということがいいのかどうかといふことのかね合ひで、やはり考えなければならぬんじゃないか。したがつて、そういう意味では、この合理化の円滑な実施に支障を及ぼすかどうかの判定基準といふものが、ある程度あつてしかるべきだ。できれば積極的に政令で何か基準を、これは数字で基準を示すわけにいかぬですから、ある程度抽象化されると思うんですが、そういう基準があつたほうがいいのではないかと、でなければ、これは石炭産業審議会を信頼して、とにかくその信頼にのみまかせるといふ結果に実はなるわけなんです。しかし、実際問題として法律がこのようにきまつておると、私は、なかなか審議会としてたいへんではないかと、特定の二、三の会社で審査会を通るような会社の場合にはこれはできるでしょうけれども、それ以外の指定会社については実際問題として、これは支障がないと企業が言へば、それは認めざるを得ないといふのが実態だと思ひます。しかもそ

ういう労働条件のかね合ひとか全般的な、総合的な判断では、この条文では審議会としては運用できないと思ひわけです。これは稲葉さんでなくとも、石炭局長でもいいのですけれども、そういう場合にはどう考えられておるのか、あわせて、これは石炭局長のほうがいいと思ひますが、お考えを聞いておきたいと思ひます。

○稲葉参考人 それでは、局長さんからは後ほどお答えになりますけれども、いまのことについて私からちよつと補足させていただきますと思ひます。

実は全部の会社を網にかけようかどうかといふような問題も、論議の過程に出たことは事実でございすけれども、事務的にそれはできませんし、それから石炭産業の実態から申ししましても、それはおそろく困難であらう、また、石炭産業を前向きにやるとなりまして、どうしても重要なところについてやはり集中的に効果をあげていくといふ形のほうがよからう、こういうふうなことで、ここで指定会社のアイデアといふようなものが出まして、この点確かに岡田さんのおっしゃるとおりでございまして、非常に基準があいまいで、石炭産業合理化事業団から借り入れた資金の借り入れ残高と、それから開業銀行から借り入れた金が五億圓以上上つてゐるとか、そして前一年に採掘した石炭の数量が十五万トン、こういうふうなことになつておるわけでありまして、しかし先ほど申し上げましたように、実際そのものが悪化をいたしまして、やはり相当借り入れに依存をしなければ前向きに再建整備ができない、こういうふうな状態のもとにおきましては、

むしろこの基準によりまして相当大きな効果を發揮できるのではなからうか、このように感じます。また確かに例外的に、経理規制を受けるのがいやだから、ひとつ無理をして合理化の速度も早める、賃下げもして、とにかく借り入れを減らしていこう、こういうふうなことがないわけではございませんまい。ですけれども、それにつきましては、むしろ経営部会なり全体の合理化計画そのものにおきましてやはり調整もできるのではなからうか、このように感じます。したがって、これで必ずしも所期の効果が期待できないのだ、こういうふうには感じておりません。しかし先ほども申し上げましたように、まだ法律は通過をしておりませんし、またそれに基づく具体的な措置を私たちがどんどんやっておるといふわけではございません。通過をさせていただきました暁におきましては、そういう御趣旨に従いまして、やはり困難な事態を打開をするということに努力をさしていただきたいと思うのです。

○中野政府委員 いま稲葉参考人と岡田先生との間で質疑応答がございましたが、この経理規制法の運用につきましては、いま御質問のあったような趣旨を十分体して、これは運用面で実際には毎年一回監査それから事業計画、資金計画の届け出、それに対する、もしぐあいが悪ければ警告、それから利益金の処分の認可、これは法律のためまえからいえば相当の会社に対する規制、監督の強化ということになっておりますから、運用面で十分に御趣旨のあるところは体して実行していきたい、こういうふうに考えております。

○岡田(利)委員 本法案は、私はいまの点が一番ポイントだと思うのです。私はなかなか画一的に規制することはむずかしい面もあると思うのですが、政令で詳細に基準が何か、それで審査会、経理部会でやるということになりますと、弾力的に効果があがると思うのです。それがないと、どうも實際問題として審議会でも効果をあげることはむずかしいんじゃないかというのが、私は本法案のポイントだと思いますので、これはいづれまたこれからの審議の中で申し上げていきたいと思うのです。

次に伺いたいのでありますが、電力会社の問題であります。御存知のように、電力用炭の代金精算株式会社法案が出されておるわけですが、私はずっと最近の電力会社に納めておる炭価の趨勢、それから各社別の納炭の実績の資料を持っておるわけですが、ここに二つの問題があるわけです。

一つの問題は、いわゆる炭鉱会社から電力会社に直売されておるのではない、もちろんされておるものもありますけれども、販売業者から相当納炭をされておる。あるいはまた九州のある会社は、もう炭鉱は閉山してしまつた——もちろん第二会社、租鉱権の会社はあるようでありますが、実際問題として自分の炭鉱はない。ところがその九州のある会社が、電力会社に相当量、従来と変らない炭量を納めてゐる。これは明らかに流通上の問題があるわけです。あるいはまた、販売業者が納めてゐる。納入権はないということとは国会でも明らかになつたのです。が、四国電力のようにワクを買い取

る。自動車の認可と同じで、認可を受ければ、その一台が百万なり二百万なり三百万なりの権利で売買されると同じに、納炭権利が売買されておる。こういう事件すらも今日出ておるわけですよ。三千万トンに及ぶ電力用炭が昭和四十五年度には納められるわけですか。

炭は、流通関係が合理化されなければならぬ、こう考えるわけです。そうすると、当然これは生産地から電力会社
社に直売される、こういうシステムが

大塚ですし、しかも一般炭の八〇％が、電力会社に納められるわけですから、当然その生産量ができるわけで、炭炭向けの割り当て量もおのずからきまってくる、こう実は理解をするわけです。したがって、いますぐこれを直すということは困難でしょうが、一、二年の間に生産地、生産会社、炭鉱から電力会社に直売させるという体制に組みかえるべきではないか、こう実は考えておるわけです。もう一歩進んで

言うならば、一、二年の経過措置の期間を置いて、いまの、代金だけを精算する会社ではなくして、電力用炭の販売株式会社構想をむしろ私は推進すべきだと思うのです。でなければ、これは抜本的に問題が解決しない。価格のほうはきまっても量のほうが不安定だ、あるいは引き取り条件についてもいろいろまちまちである、こういう問題が出てまいるのでありますから、そういう方向に進むべきだ、こう思うわけです。その間、行政指導で計画を立てて、いますぐ一ぺんに販売会社をなくしてしまおうということは問題でしょうから、二年なり三年なりの間にそういう方向にして、将来この会社は発展

的に電力用炭の販売会社まで持つていく、これが流通合理化の面から見て最も妥当な方向ではないか、こう実は考えておるわけです。これは一般炭の場合には八〇%を占めるわけですから、どうしてもやるべきだ、こう思うのですが、御意見を承りたい。

○稲葉参考人　ちよつと御趣旨を読み違えている点がございますかも知れませんが、実は精算会社は調査団の検討の過程で、次のような経過で出てきたものであります。

つまり、需要に対して供給が超過になりますと、一応千二百円引きという路線が進んでおりまして、どうしても換金をした方がいいようなことから、直接中小炭鉱といった大手の炭鉱と電力会社と取り引きが行なわれまして、相当安い値段で石炭が売られてしまふ。しかもそれが各社別、時期別に非常にむづかしい形になる。したがって今後の石炭産業の安定化のためには、三十八年度までは千二百円引き下げと

いうことはしていただかねばならぬし、その後も引き下げが望ましいけれども、四十二年まではやはり相当困難だろう。そういたしますと、何とか悪循環を防止をする条件をつくっていかねばならない。それには片や需要者、片や精算会社のほうをにらんで、どういうふうに満足のいく条件をつくっていただくかということで、実は相当技術的なあり方として苦勞をしてみました。

一つのアイデアとしては、むしろ石炭山は、もう会社は掘るというほうに専念をしていただいて、それを山元で大中を言わず全部引き取って、一本で配給をするといったようなことをする

ことによって、流通機構も簡素化する
 し、手数料も合理化するし、また、一
 部中小炭鉱で安値で売られて、それが
 また高く売られるといったようなこと
 も防止ができるのじゃないか、こうい
 うことも考えてみたのですけれども、
 なかなかやはりそれは、実行すること
 はむずかしい。そこで私たちが目をつ
 けて、これなら実行できるといふふう
 に考えました手段は、いま岡田委員の
 おっしゃいましたように、将来一般炭
 の中心というのは電力に移っていくわ
 けであります。したがって、電力の
 炭については、増加引き取りをし

て、それを各社別に振り当ててもらう、同時に供給や流通機構もでき得る限り簡素化していただく、それと同時に、金額についても相当ここできちんとする、そうすることによってほかの炭もある程度防止ができるのではなからうか。原料炭につきましては、それをお使いになる会社がほとんど限定をされておりますので、そこまではやらなくても済むのじゃないか。そういうような、片や数量、片や流通機構の合理化と整理というものを進めていく必要があるだらう。

そこで第二のアイデアとして、電力用炭の共販会社といったようなアイデアも出たのでございますけれども、やはり現実可能な道としては、ここで数量を増加引き取りをしていたら、それと同時に、精算会社が介入することによって流通機構の合理化と炭価の防止を進めていく、こういうようなことで進んでいくことによりまして、相当前進をしていくことになるのではなからうか。さらにそういうような土台の上で、共販会社に双方納

いうシステムでいかなければむずかしいのではないかと、こう実は考えておるわけですが、この点についての見解を承りたい。

○稲葉参考人 御存じのように、今年度の石炭需給見通しで審議会で決定いたしました数量は、五千四百五十万トンであります。その五千四百五十万トンの中には、電力用炭につきましては九電力向け二千五十万トン、原料炭の引き七百四十五万トンというものが前提になっております。電力向けにつきましては、調査団が勧告をいたしましては、刻下の鉄鋼業の事情、特に鉄鋼の減産、こういうような予定で、当初非常に少ない引き取りしかできないといったようなことだったのですが、でき得る限り数量を増加していただくというのと、輸入炭を可能な限り減らしていただくということで、七百四十五万トンということになったわけであり

ます。さて私たちは、電力用炭につきましては、先ほど岡田委員さんがおっしゃいましたように、石炭の安定化のためにはどうしても三千万トンの九電力向けの石炭を四十五年度には消化してほしい、そのためにはここで専焼火力または混焼火力の建設が必要だということで、その手もいよいよ打たれるということになってまいりました。ただ遺憾といたしますのは、雨がたくさん降って水がたくさん出ましたときに、その水まで外へ流してしまつて、そうして重油や石炭を使いなさいということとはなかなか言いにくいことでございまして、そういったようなことにつきまし

ては、やはりこれを受納しなければならぬ。率直に申し上げて、今年度の需給見通しをつくり出す場合において、すでにそういったような徴候が出ておりました。さらに最近では長雨が続きまして、そしてその結果として電力向けの重油が減り、それから石炭も、実際引取っていただきまして、お使いになるのが少なくなり、そうだとすると、どうも三カ月ほど前に私たちが考えましたよりも多い、こういうふうな認めざるを得ないのでございまして。この点につきましては、やはりでき得る限りは引き取りはしていただく。それからさらに、油のほうの使用をでき得る限り優先的に減らしていただく。そして石炭をでき得る限りたくさん使つていただく、こういったような線で需給部会でも検討もしてまいりたいし、それからまたそれを実際の行政に反映をさしてほしい、このように感じております。

なお、需給見通しにつきましては、ただ一年ぼつきの需給見通しだけではだめだということになりましたので、これは炭労、全炭の組合側の御要請もございまして、ただ一年きめて、そしてほうっておくというのではなくて、おおよそ三カ月ごとに需要については検討して、その線で最善の努力をしていこう、こういったような措置でひとつ御趣旨にお答えをいたしたい、こういうふうな事が進んでおります。

○岡田(利)委員 昭和四十五年度に電力で三千万トン引き取るといふ場合に、昭和三十九年度以降の、電源開発調整審議会で決定する電源開発については、やはりその前提で組まれていかなければならぬと思うのです。一応四

十二年度までは大体固定化した感じなわけですが、それだけでは解決できない。ですから五十二年の場合においても、ほんとうは当初計画以上に石炭火力の容量というものがなければならぬというのが実態だと思ふのです。先般開きましたところによりますと、大体千四百二十一キロの火力発電所になるといふことでありますが、そういたしますと、四十五年度までに、これはいろいろ試算のしかたもあるでしょうし、休廃止の問題もあるのですが、まあおおよそ四百四十キロ程度の火力発電所は、どうしてもつくらなければならぬ。数字は若干違ふでしょうが、大体その前後の火力発電所をつくらなければならぬという問題が出てくると思ふのです。そのことはやはり計画的に毎年度進めていかなければならぬ問題だと思ふのです。それがなくして三千万トンの引き取りはできないと思ふわけ

です。したがって、電源開発について特に電力会社に三千万トン引き取つてもらうという前提で考える場合に、単に電力会社にまかしておくのではなくして、そういう計画というものをもういまから出していただいて、そしてそれを検討し、そのことを前提にして将来の需給体制というものを整えていくという姿勢が私は大事だ、こう思ふわけですが。しかしながら、一方において重油専焼、さらに今年度から原油のなままだきの試験をするということ、これも本格的に漸次操業に入っていくと思ふのです。そういたしますと、どうしても総合的なエネルギー政策というものが、電力を中心にして油、石炭のコントロールがうまく行かなければ、燃料費の問題でいろいろ問題に

なってくるのではないかと、こう考えるわけでありまして。したがって、いまこれから四十五年度までを見通す場合において、いまやらなければならぬ最も大事なことは、ある程度のエネルギーのバランスの問題、さらに価格の調整の問題、それに基づいて電力を中心とする石炭と油の関係、こういうものをびちつと方向をつけないければならぬ時期にきている。これはむずかしいでしょうけれども、必要に迫られておるのではないかと。幸いに稲葉さんはエネルギー部会の委員でもありますから、そういう面で、わが国の当面どうしても実際問題として必要なエネルギーの基本方向というものが、ここ一年くらい、昭和三十八年度くらいで出るものかどうか、それと、それに伴う、いま私が申し上げました点についての御意見を伺いたいと思ふわけ

です。

○稲葉参考人 御存じのように、石炭合理化に伴う一連の法律改正と並行して、総合エネルギー政策をどうするかという問題が起こりまして、それを審議する場といたしまして、産業構造調査会の中に総合エネルギー部会というものを設けまして、有沢さんが部会長になられ、また石炭鉱業調査団の相当多くの方が、私もその一人でありまして、委員になるといふことになってまいりました。そうして電力、石炭、石油、そのほかのエネルギーを合わせまして、全体として大体今後日本のエネルギー需要がどうなり、そのもとにおいてエネルギー・バランスをどのように確保していくのか、こうい

う問題を検討中でございます。そしてその中で、いま御指摘になりましたなままだきの電力をどのように位置づけるかとか、あるいは重油によるところの電力計画をどうしていくとかいったようなことも検討いたしております。それからさらに、石炭と石油の問題についても調整をいたしております。実は初めは七月中に結論が出るということになっておりましたけれども、やや時期がおくれましたが、ことしの秋までにはその結論が出るということになっております。いま最後の審議と起草の段階に入つておるわけでありまして。ただ、最後のききまつておりませんけれども、次のことだけは御報告できるのではないと思ひます。

つまり石炭調査団の報告に盛られております、四十五年度九電力向け三千万トンと、それにプラス・アルファをして石炭の電力をつくっていくという方針は、これは最小限エネルギー総合計画の中に取り入れられるだろうというところでございまして。それからさらに私たちは、そういったような趣旨に基づきまして、少なくともそれが実行できうるような専焼石炭火力と混焼石炭火力の建設をいま通産省にお願いもし、またそれが事実となつてあらわれるということを確認をいたしております。

○岡田(利)委員 この間実は当委員会で冒頭に問題にした点ですが、今度審議会が開かれて、通産省の原案は六百七十一万トンのスクラップの閉山規模を提案したわけですが、その結果、審議会としては五百五十三万トンの最終的な閉山規模をきめたわけですが、しかも当初予算要求をしましたのは四百二十

万トンで、それには保安あるいは自然消滅も入るわけですが、予算要求をする場合には、前三十年の実績の平均をとってその規模がきまるわけですから、したがって昭和三十七年度末における実質規模とは合わないわけでございます。しかしながら大体実質換算しますと、四百二十万トンの閉山規模になるわけですね。したがって百十萬トン程度上回って閉山規模がきめられてい

る。政府の原案は六百七十一萬トン、ところが政府が当初予算を要求したのは、私は調査団の調査の資料に基づいて、四百二十一萬トンという閉山規模の予算要求がなされたと思うわけですね。ところがその予算要求をした通産省が、審議会には六百七十一萬トンという膨大な閉山規模を出す。審議会と通産省の関係がそういう関係にあるということは、どうも不可解だと私は思うのです。しかも今度の審議会で九州北部地域の百万トン、北海道の十八萬トンをきめるにあたって、特に九州北部地域について、二山を第二会社に移行するという意見が付されておるわけですね。一体審議会にそういう権限があるのだろうか、企業の変更に関する面に触れる権限が一体あるのだろうかという点を、非常に疑問に思うわけですね。それと同時に、一応調査団のそういう資料をもとにして四百二十万トンの閉山規模の予算を要求しながら、六百七十一萬トン出したということは、企業の言うなりになって出した。そのことは、もう当初よりも早めて閉山を促進する。ですから、極端にいいますと、ある一定の企業、二山を持つている企業とこれ以外の企業との格差が非常に大きいものだから、これを何とか早

く差を縮めたい、そのためにはてこ入れをしなければならぬということだけに限って行なわれた政策である、こう客観的に私は実は批判をいたしておるわけですね。それは、そうなりませんか。しょうか。

○稲葉参考人 非常にデリケートな問題で、お答えがしにくいのですけれども、一応これは稲葉個人としてお答えをさせていただきたいと思ひます。実は、できる限りスクラップとビルドは並行的に計画的にいくということが望ましいのですけれども、なかなか、昨年の情勢その他を見ておりますと、調査団の答申は十月の下旬に行なわれたのですけれども、政府の措置が行なわれた、さらにそれに対しますいろいろな反対政勢が行なわれまして、おそらく昭和三十七年度という年は、石炭合理化政策が全然推進しなかつた年ではなからうかと思ひます。それにもかからず、中小炭鉱が大規模に閉山をして、しかも三十七年度末で五千九百万トンの出炭能力がある、こういったような状態が現出する。それと同時に、先ほど私が申し上げましたけれども、石炭企業の赤字が予想よりも非常に大きなことになっている、こういったような状態になってまいりました。しかもその間におきましては、大体私どもの要請、また労使間の措置等もございまして、三十七年度につきましては、大手の山の閉山というのは例外的にしか進行しなかつた、こういったようなことであります。ところで、さらにそれに引き続きまして、ことしの一月三月で、三十八年度のスクラップ計画というものを各山から提出していただきますと、先ほどおっしゃいましたよ

うに、非常に膨大な数字が出てまいりました。はつきり申し上げますと、全体としては、中小炭鉱また大手の一部の炭鉱で、やはりスクラップを早くしていこう、いまのまま持ちこたえてもしょうがない、早く転換をしていこう、こういった空気が出てきたのではなからうか、こう思ひます。そしてさらに引き続くところは、予想以上に若い人々が石炭山からお出になつてしまつて、このテンポが合理化そのものを効果的に進めるのか、さらに先になりまして、若い人々の努力不足で、今度は逆に石炭業に外から人を入れていかなければならぬというような状態さえ起こつてくるのではなからうか、私といひましてはこういったような状態に推定せざるを得ないというところになってまいりました。そこで、石炭調査団の、合理化のいろいろの勧告をいたしました線もございしますけれども、筋からいえば、そういった情勢では、スクラップを早くして、他方においてはビルドを進めていくということがいいのかもしれないけれども、それではあまりにも社会的、経済的な影響が強いだろう、こういったような推定のもとにおきまして、まあスクラップの計画を繰り延べていただく、あるいは縮小していただくということ、審議会としては通産大臣に答申をする、こういったようなことになつたわけでございます。

いとおっしゃつておる一つの問題は、そういったような一般的なことのほかに、今度第二会社に移るといふことを勧告いたしましたそのものと会社については、特別な理由があるのではなからうかということでございます。

けれども、私は確かに特別の理由があると思ひます。しかし、私どもが推測をいたしますと、その会社の実態は非常にむずかしい状態でございます。やはりそうでもしなければおそろく永久に自立をしていくといったようなチャンスはないだろう、こういったようなことを考え、さらに離職者に対する問題その他を考えますと、ああいったような調整をするということが一番合理的ではなからうかというところを審議会で決定せざるを得なかつたのだ、こういったふうにとつ御了承になつていただきたいと思います。

○岡田(利)委員 私は当委員会で、審議会が経営形態にまで及ぶことは、結果的に労使の関係を不当介入することになるではないか、開議決定では、特に第二会社の問題は、組合が認める場合——これは組合が認める場合には、労使の交渉の場合に意思表示がされるわけですね。そこまで触れるということは、開議決定から見ても行き過ぎではないか、そういった一連の国会審議なり開議決定の傾向というものが無視されて審議会で意見が出されるというところは、審議会の委員としては資格がないのではないかと、こう実は極論を当委員会にて、全員改組してはどうか、こう実は申し上げたわけですね。もちろん私はあなたの方の言われる、悪意でやつたのではない、善意でやつたおるというところは認めるわけですね。わかるわけですね。しかしながら、やはり審議会の運用が、改組強化されて初めて、この一年間の計画をきめる、これからの運用にかかる問題でありまして、特にその点強く注意を喚起いたしたわけですね。したがって、私どもは、

石炭の問題を扱っていく場合に、できるだけ社会混乱を少なくしつつ、わが国の経済にもマイナスの面があまり大きく出ないように石炭産業の自立的安定を考へていかなければならぬ、そのことを通じて、私は私の個人的見解として、社会化の方向に押し上げていかなければならぬと思つておるわけですね。ところが、一方において企業の言いなりで、悪いからそこはとにかく重点対策をして自立安定をさせるのだというところだけに重点が向けられますと、石炭政策というものが、調査団の答申、それ以降の政府の施策、その間の労使間の問題等を考えると、いびつになつて、信頼度を失うおそれがあるのではないかと非常に心配をいたしておるわけですね。したがって、そういった意味で申し上げておるわけですが、特に稲葉さんは石炭審議会の重要メンバーでありますから、この面について私は特にこの機会をかりてお願いを申し上げておきたいと思ひます。

最後に、もう一つお伺いしたいのであります。この合理化臨時措置法の改正の中で、今度新しく再就職に就いての雇用計画を審議会で審議をするという問題が、法案の改正点として出されておるわけですね。私どもがいままで調査団からいろいろお話を聞いた過程では、雇用情勢が非常に困難な条件が出てきた場合、年度別に繰り越されいく、しかし繰り越しをされてそのものが優先的に雇用されない、そういった雇用情勢の場合には、それに見合つて合理化計画も検討していくのだ、そういった場合も十分考へられるのだという説明を実は受けておつたわけですね。しかし計画の変更というのは、経済事情

七

の著しい変動の場合、法律用語として経済事情の著しい変動というものは、調査団の説明した場合とウェートがずつと違つておるとは思ふわけですが、この点が運用上非常に問題になつてくるわけですが、何せ原案は通産省が出されるということでありまして、雇用計画は労働省が出される。通産省のほうに労働省に対してわれわれがやつたあと始末をせよというふうな思想がやはり強いのではないかと思ふわけですが。労働省に言わせると、かつてやつて全部雇用計画を立てるといつたつて、そんなむづかしいことがあるかという感じが、また強いのではないかと思ふわけですが。その点の調整をはかるのが、この審議会であり、総理も言われているように、普通の審議会と違つて、良識と的確な審議と方針にすべてを期待しておるといふのが、石炭鉱業審議会の実態だと私は思ふのです。その点これから、今年度一応審議会としての結論は出されておるのでありますが、四十二年度までの間の運用として、当然そういわれてきたことが生かされていくのかどうか、そういう意味においては別に制約がないのかどうか、この点もこの機会に伺つておきたいと思ふ次第です。

○稲葉参考人 御承知のように今度、いま提案中の法律を通過さしていただきますと、政府が正式に雇用計画をきめてそれを出すということになつております。しかし私たちは、事態が事態ですから、石炭鉱業審議会を改組拡充いたしましたので、その線に基づきまして雇用部会というものをつくりまして、また、多少法律違反ということになるのかもしれないけれども、でき得る

限り早期に労働省で今年度の需要供給、それから一体どの程度石炭離職者に対して訓練をして雇用が与えられるのかという数字を出していただくというのを求めました。そして石炭鉱業審議会にはかりますのと並行いたしまして、実は私の合理化部会長代理を仰せつかつておりますので、合理化部会長の円城寺さんと一緒に、通産省側の計画と労働省側の計画をどの点において一致せしめるかということにつきて、並行して相当協力をさしていただきました。また法律も通過しておりますし、準備態勢も十分ではございません。しかしこの審議会できまる訓練並びに雇用計画は、国として責任を持つていただける数量だ、このように感じます。私たちは、一べんに解消したいということも理解いたしましたが、たけれども、それはできない。しかし実質上、訓練と離職者に対する雇用の数字は、やはり前年度よりも解消の方向に向かつていかねばならぬ、これはどうしてもやつていただきたい、こういったようなことも勘案をいたしまして、確かに地域別炭田別にか審議をしないという場でございまして、そういう場、そういう場からいいたしまして、合理化計画の改定をしていただきたいということをお願いをいたしましたのでございます。

○岡田(利)委員 私は、特に審議会の運用として、一応計画はきまつたと思ふのですが、これは一年間を見通しておるわけですが、御存じのように産炭地振興審議会のほうには、会長がいないためにいままで全然運用されておらなかった。今度有沢さんが会長に任命さ

れて、これも七月一ぱいころまでには産炭地振興計画が出るのではないかと、こういわれておるわけですが。そうしますと、雇用と合理化の進みぐあいというの、一度厳密にきめたらそれでいいというふうなものではないんじやないか、少なくとも上期、下期の中間には調整する面もあるでしようし、さらに新しい条件が出てそれを前進させる面もあるでしようし、調整しなければならぬ面もあると思ふのです。この雇用と合理化の関係については当然そういう形で審議会は運用されていかねばならぬし、通産省としてもそういう態度でやつていかなければならぬのではないかと、こう思ふのです。一応の計画がきまると、もうきめたんだからいいのだというんでは、人の問題が介在するわけですから、この面は一応一年間を見通して計画を立てるが、閉山の時期だつて当初の予想よりもずれる場合があるでしよう。九月に閉山するやつが三月に閉山するという面も出てくると思ふのです。そうすると、当然ズレがある。基本計画と実施計画のズレがあるわけですね。これを私は年度の間、上期下期の中間あたりに見通して補正をすべきだ、そういう必要條件があるのだから、七月に産炭地振興計画等が出れば、それに見合つて補強をするという作業が慎重になされるべきだと思ふわけですが、この点について審議会としては、そういうお考えかどうか伺つておきたいと思ふます。

○稲葉参考人 一応私たちは、先ほど申し上げましたように、労働省という懸念もしたりましたして、あの数字は確実に実施可能だというふうな何べんか聞いております。しかしそれ

の実施状況につきましては、やはりもつとこれを調べていかねばならぬ、また現実の雇用の進行過程というものが調べていかねばなりません。したがって、弾力的に、でき得る限り前向きに事が解決するように努力をするという点につきましては、岡田委員さんのおっしゃる通りに政府は努力をすべきだ、また審議会としてもそれに協力すべきだ、こう思つております。

○上林山委員長 中村重光君。○中村(重)委員 稲葉先生に二、三点お伺いします。

稲葉先生には、石炭の調査団としてずいぶん長い間御苦労願つたわけでありまして、その後も審議会の中で重要な役割りをしていたいておるわけでありまして、その調査団の答申大綱に基づいて、政府ではこれまた石炭政策の大綱を立てたわけで、それによつて通産省が具体的な施策を進めておるわけですが、ところが最近の情勢というものは、非常に需要がうまくいかないというので混乱が起つておる状況だと思ふのです。そうした情勢は、当時石炭の需給状況というのは非常に困難だつた、しかし何としても国の貴重な資源である石炭の施策を進めていかなければならぬ、また雇用問題を真剣にお考えになつた結果が、相当な努力をしなければならぬぞという警告をされたわけであつたのですが、いまの情勢と当時のお考えになつておられたことと相当食い違つてきているというふうなお考えを持つておられるかどうかということですね。それから、政府が具体的にやつておる施策は、調査団が期待しておつたような施策を行なつておるようにお考えになつておられるか。それら

の点について考え方を聞かしていただきたい。

○稲葉参考人 まず一番問題は、私は需給の面だと思ふます。実は五千五百万トンの生産確保ということが大前提になつて、それから石炭調査団も出発を、またそれに合つたように、でき得る限り安定需要と確保しなければならぬというところで努力をしてまいつたわけですが、この三十八年度の需要見通しをつくりましますときに、私たちは結論的に五千四百五十万トンという数字を出しました。生産目標としては五千五百万トンというのが採択をされ、実行に移されているわけでありまして、ところで現在の事態は、その五千四百五十万トンが絶対需要されなければならない状態なのかどうかということが問題でございますが、御存じのように、石炭の需要は時期別に変つてくるわけですが、それで私たちは五千四百五十万トンの場合でもやはり上期は余るだろう、下期はやや不足きみになるだろう、こういうふうな推定をいたしております。また電力につきましては、先ほど申し上げましたように、予想以上に水が出ましたために、かりに引き取つていただきましたとしても、さらにそれが使われないで貯炭になる、場合によつてはそれが三十九年度に持ち越されるといったような状態が起つてくる、こういうふうにも推定されます。しかしそのほかの一般炭、無煙炭それから原料炭について、いま私たちはさらに検討を要請いたしておりますけれども、申し上げたいことは、需給部会で決定をいたしました線がそれほど著しく変更するとは考えておりません。むしろ最近では、御存じの

万二百万トンにしるとかいいうことにはまだいかぬのじゃないか。この点は実はでき得る限り早期に、基準炭価の問題と一緒に、やはり事実を石炭鉱業審議会に出しまして、もう一べん御検討を賜わりたいと思っておりますが、目のところ、私としてはそういうふうな予想をいたしております。つまり上期はどうしても余りぎみになるわけですから、その点で、ここで全部狂ってしまったのじゃなからうかということまでは、まだお考えになる必要はないのじゃないですか。

○中村(重)委員　いまの後段のことは

税、これは「または」ということでずいぶん議論があったわけですが、調査団としては、必ず一つやれということじゃない、二つやってもらえばなおいいのだ、そういうことを期待しているのだというような御答弁があったわけです。これは関税とかいろいろな形をとりましたけれども、重油消費税は実現しなかった。それから例のボイラー規制法の問題にいたしましたも、これは単純延長したのではなくて、非常にゆるやかにして延長する、むしろやむを得ずにやるのだというしろ向きの姿勢、態度というのがそこに出て

うしても努力をしていただきたい、こ
う考えます。

○中村(重)委員　中野局長、井上課長
は非常に熱心に取り組んでおられるの
ですけれども、どうも上のほうがだい
ぶ圧力がかかってくるので、やむを得
ずうしろ向き、こういうことにならざ
るを得ぬというのが卒直なところだろ
うと私は思うわけです。

そこで先ほど稲葉先生からお答えが

段、そろそろいったような形になって、それが原料炭の場合、あるいは電力用炭の場合になって現われるのが望ましい。実は石炭調査団として昨年現地調査をしたりいろいろしたときには、三十八年度の引き下げは、石炭の自立安定というところからいくと、やめにして、三十七年度の炭価でずっと横ばいをするということをしてはどうかといったような問題も論議で起こったのです。

から、そうはなっておつても値くずれ
 するようなことをおやりになる、それ
 ではだめなんで、生産会社も一つの投
 資の手段でしようけれども、石炭会社
 もそういったようなことに全的に協力
 しようという雰囲気を作りつくつて
 いって、そして需要家にも納得させて
 いくということが、私は昭和三十八年
 度の石炭政策の一番大きな仕事ではな
 かるうかとすら思っております。実は

私自身がその需給部会長をいたして
おりますので、そういう線で努力をい
たしたいと思ひます。しかし、なかなか
保証はしかねるというほどのむづかし
い問題で、その点はひとつ外からも、
批評するのではなくて、どうしてもこ
こで石炭が自立安定する最後の時期だ
というつもりで、鼓舞激励していただ
きたい。

○中村(重)委員 鼓舞激励どころでは
ないので、できるだけ安定をさせない
ければならぬというところから現実に関
題が出てきますから、そういう場合は
調査団の真意はどこにあったのだろ
う——ただいまの御意見のような努力
は、これは政府もしなければならな
い、石炭経営者としてもやらなければ
ならぬわけです。しかし最大限に努力
しても、大きな情勢の変化というもの
はどうすることもできない。それに対
応する政策がどうしても必要になつて
くる。答申の中で、そういう場合はこ
うするのだという価格面の保証、責任
を明らかにしておられなかったのだ、
当時もしそういうことが望ましいとい
うことでも検討しておられたとすれ
ば、それを伺っておきたい。

○稲葉参考人 それは、価格差補給金
でも出せということですか。

○中村(重)委員 具体的にはそういう
問題ですね。そういう点についての検
討はどうだったのですか。

○稲葉参考人 私たちは、むしろ生産
者と需要者が相互の場でおやりにな
ること、それに価格差補給金を出せと
いうことは勧告いたしませんでした。
また今後につきまして、そういうこと
を勧告するつもりはいまのところござ
いません。

○中村(重)委員 それから雇用計画、
生産計画のことについてちょっと伺っ
ておきたいと思ひますが、雇用計画が
先か、合理化計画が先か、どちらが優
先するのということについては、所
管が労働省と通産省になっておるだけ
に、非常に議論があるところでありま
すし、かつまた、重要な問題であるう
と思う。それで調査団の答申の精神
は、雇用というのに相当なウエートを
置いておられる、こう私は読み取つて
いるわけです。ところが政府側の答申
は、通産大臣は、これはもう当然合理
化整備計画が先なので、雇用計画がそ
れに沿わない場合は、雇用計画を改め
させなくちゃならぬのだということ
を答弁しておられるのであります。そ
ういふ考えもあるようでございます。

一方今度は労働省、労働大臣に私が質
問をしたことがあるのですが、これは
当然雇用計画が優先するのだ、こうい
う考え方を持っておられる。しかしそ
うしたことは、合理化部会でいろいろ
適切な検討をされるということはおわ
りますけれども、やはり政府側が原案
を出さなくては、そのことの影響とい
うものは非常に大きいと思ひます。
その点に対して政府自体の見解も
統一されておられますか、お考え方を
伺つてみたいと思ひます。

○稲葉参考人 私の忌憚のない意見を
申し上げますと、法案がまだ全的に通
過していないという関係もありまし
うけれども、石炭関係閣僚会議とい
うのが開かれることになっておるが、ど
うも最近熱が少なくなってきたのじ
やないか、こういう感じがしております。
それと一緒に、私たちがリコメン

ドいたしました雇用と生産合理化の調
整について、各省次官からなる相談
会、そういうものも行なわれる、ま
た一番問題の多い九州地域について
は、やはり出先で各省全体が調整を
合うといった機能も存分に発揮をされ
る、こういうことが望ましいのです
が、そういう方向へ進んでいないとい
う申しませんけれども、進み方が事態の
進み方に比べておくれいている、こうい
う感じがいたします。ですから法案が
通過した以上は、そういうふうな問
題について、もっと政府側が適切な情
勢判断と指導をやつていただきたい、
こういう感じがいたします。

また、先生がお受けになりました、
労働省側の見方と通産省側の見方が
や食い違つていっているという事実は認めて
おります。それにつきまして、鉱業審
議会としては、先ほど申し上げました
ようにある程度の調整はさしていただ
きます。しかし、これはもつとはつき
りした政府の意思となつていただかね
ばならない、こう思つております。

○中村(重)委員 いま一つ伺つてみた
いと思ひますが、この前委員会で相
当論議されたのは、昭和三十八年度の
合理化計画です。先ほど岡田委員から
も質問いたしておりましたが、当初、
予算的には四百四十万トンだった。と
ころが、通産省が合理化の申し出を受
け付けたのが六百七十一万トン、これ
が案として出されたわけでありま
す。これに対して鉱業審議会の部会のは
うでは五百五十三万トンという最終的な
結論を出した、こういうこと
です。これに対しては、四百四十万ト
ンという予算措置を考えたのであるか
ら、当然この範囲で受け付けをすべき

である。ところがこれに対して通産省
としては、そうじゃないのだ、業者が
買ひ上げてほしいという希望を、い
や、それはだめだというので阻止する
ことはできないじゃないか、希望は希
望としてこれを受け付けていくとい
うのはやむを得ないことじゃないかとい
うことだった。しかしそれは事務的、
形式的に考えるべきではないと思ひ
ます。受け付けることはやはり優先順位に買
ひ上げることにしようというものが一つ
の問題点である。それから、もうこの山
をつぶすのだということになつてく
ると、労働者に非常な混乱が出てくる
ということになるので、及ぼす影響は非
常に大きいから、そう事務的にことを
考えてはならないかというところで、こ
れもだいたい議論が行なわれたところ
であります。井上課長は、四百四十万
トンと、最終的に鉱業審議会が決定し
た五百五十三万トンはイコールであ
る、三月三十一日まで受け付けとい
うことになるので、実行は翌年回しに
なるから、予算上の問題は起こつてこ
ないというところであつたのですが、そ
ういふことも考えられるとしても、し
かし私は先ほど申し上げましたよう
に、このこと自体も事務的に考えては
ならないのじゃないか。及ぼす影響と
いうことを考えてみるならば、真剣に
取り組んでいくということが必要では
ないのか。調査団の答申にも、やはり
計画というものを打ち立てる、その計
画に基づいてすべて進めていかなけれ
ばならぬということで、やはり業者側
といたしまして、政府の買ひ上げ価
格というふうなものを十分考えてそ
ういふ申し込みもするであらうしよう。
しかしそうじゃなくて、計画は計画と

して立てておるけれども、やはり買ひ
上げをしてもらいたいという申し出を
するならば、それを受け付ける、その
ことはやはり優先順位であるというこ
とになつてくると、どうしても申し込
みが多く出てくるということになるの
ではないかというところを考えると、こ
の点についてはもう少し簡単に切り切
るべきものではないのじゃないか、こう思
うのですが、それらに対する考え方を
お聞かせいただきたい。

○稲葉参考人 予算ベースと閉山ベ
ースが必ず一致していなければなら
ないというふうに、私たちは考えてお
りません。たとえば来年の一月—三月に閉
山をされるという山につきましては、
その資金の支払いを三十九年度に持ち
越すということはやむを得ない、こ
う思ひます。問題はやはり、閉山をした
場合においてうまく転換ができるかど
うか、こういうことがやはり主体でな
ければならない、こういうふうな考
えております。もしもどうしてもそれで
足らぬというときであれば、ひとつ国
会にそういうふうなこともお話をし
て、追加予算を出す、こういふたよう
な措置をやるべきではなからうか、こ
ういふふうな考えをおる次第です。

○中村(重)委員 いま御意見は御意見
として伺つておきたいと思ひますがこ
れは非常に大きい問題だと思ひます。
予算を出すときには、三十八年度の計
画はこうなんだという見通しの上に立
つて予算の措置をしておられる。われ
われとしまして、そういうことで審議を
しておるわけです。ところが、そうい
うことをおかないしにどんどん受け
付けをしていく、そうなつてくれば追
加予算でも何でもやるのだということ

で買上げをやる。それが経営者と政府側だけの問題で済むならばよろしいのですけれども、やはり雇用計画の問題も出てまいりますし、その他いろいろな面に及ぼす影響というものは、産炭地その他大きいわけがあります。ですから、そう簡単にこのことは処理できないのではないかと。まず慎重な調査と計画というものをもちて臨まなければならぬのではないかと、こう思うわけがあります。このことに對する議論は当然起こつてまいりましょうが、石炭鉱業審議会の立場におきましては、さらに及ぼす影響等を十分御勘案になりまして、御検討をひとつ願いたいということを強く要望しておきたいと思ひます。

○上林山委員長 この際、稲葉参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。(拍手)

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十四分散会

昭和三十八年六月二十日印刷

昭和三十八年六月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局